

証券コード 5856
2020年6月11日

株主各位

東京都江東区南砂二丁目36番11号
株式会社 エルアイイーエイチ
代表取締役社長 福村康廣

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年初頭より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛要請が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本株主総会につきましては、感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

しかしながら、株主の皆様におかれましては、外出自粛要請が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の安全を最優先とするため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたくお願いを申し上げますが、株主総会へのご出席の目的として、議決権の行使のみならず、直接質問等をご希望される株主様におかれましては、この限りではございません。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時（当社の営業終了時間）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階

(本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご利用できる席数が例年より大幅に減少いたします。)

そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、当日は会場の都合により、午後1時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。

会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第16期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行なう株主様は、株主総会の日の3日前までに書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

以上

-
1. 今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止策による自粛要請等で株主総会会場（東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階）が使用できなくなる事が明らかとなった場合は、新たな株主総会会場をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ieh.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、米中貿易摩擦をはじめとする通商問題の高まりと中国経済の成長鈍化から輸出減速や設備投資意欲の減退が懸念されつつも、政府の経済政策により企業収益や雇用・所得環境の改善が進んでおりました。

2019年10月以降は消費税増税、台風19号など自然災害の発生、更には暖冬による季節需要の減退などで景気の後退局面を迎えたうえ、2020年2月下旬以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりから、我が国を始め諸外国においては、次々に感染拡大防止に向けた強力な行動抑制対策が講じられ、経済活動が全面的に停滞する閉塞的経済状態に陥り、訪日客激減によるインバウンド需要の消滅で宿泊・旅客輸送など観光関連事業が壊滅的被害を受けたのを皮切りに、その後製造・販売・サービス等業種の如何を問わず、広範囲の分野や地域において被害が発生、これによって所得、雇用情勢も一挙に悪化するなど、戦後経済で前例を見ないほど急激で甚大な景気の落ち込みを体験するに至りました。

このような状況の中、当社におきましては引き続きこれまでの、成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオの構築に傾注して、注力する得意分野におけるマーケティング力を強化して優位性ある商品開発に取り組む一方、これまで以上に企業の堅固さと安全性を意識して、一層のコスト節減や経営資源の有効活用に向けた事業の再編を急ぐことといたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,935百万円(前年同期比3.0%増)、営業損失199百万円(前年同期 営業利益154百万円)、経常損失188百万円(前年同期 経常利益168百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失315百万円(前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失380百万円)となりました。

当社グループ企業のセグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(食品流通事業)

当事業におきましては、2018年3月期より着手した全店舗の改装が一巡し、概ね順調な経営環境を整えられたほか、消費者の節約指向が強い中、メディアによるPB商品取上げ機会の増加や、生鮮食品の品ぞろえ強化により、業務スーパーの知名度が一層浸透して来店客数が増加、また滞在時間、購入単価の上昇による相

乗効果によって、業績は、売上、利益とも全店舗全期間を通じて好調な推移を辿ることができました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による学校休校措置等に伴う給食の中止や創業祭イベントの実施等により、来店客数や顧客単価が一層アップして更に業績は伸長いたしました。

その結果、売上高は10,635百万円(前年同期比10.8%増)、セグメント利益(営業利益)560百万円(前年同期比25.4%増)となりました。

(酒類製造事業)

当事業におきましては、国内市場はRTDを除いて清酒、焼酎、ビールの全酒目が軒並前年割れと言われる厳しい環境の中、当社におきましても輸出や新しいニーズに応えうる製品開発に注力して参りましたが、不採算製品の終売による減収ダメージもあり、これを打ち消すだけの十分な成果を上げることが出来ないままに推移いたしましたが、適切な経費コントロールによる経費削減を行い、売上減少の影響を最小限に留められる経営構造の改革を継続的に行った結果、売上高2,090百万円(前年同期比11.0%減)、セグメント利益(営業利益)116百万円(前年同期比25.8%増)となりました。

(教育関連事業)

当事業におきましては、少子化によるライバル会社との競争激化、更には増加しつつある中高一貫校におけるテスト関連ニーズが、高校大学受験の双方を扱う大手テスト業者に向うと言った市場の変化もあり、総じて厳しい環境が続いており、中学校向けの教材部門におきまして、当年度は次回教科書改訂までの狭間にあることから大きく形勢を変え得る有効な戦略は打ち出し難い状態にあります。

また、高騰した商品原価の計上や新たな商品の製作コストが見込みよりもはるかに上回ったことなど及び投資額と投資期間全体を通じた回収可能額について比較検討した結果、原価性のある制作費の償却を行ったことなどが影響し、売上、利益共に前年を下回りました。

その結果、売上高は1,777百万円(前年同期比17.1%減)、セグメント損失(営業損失)563百万円(前年同期 セグメント損失(営業損失) 8百万円)となりました。

(リフォーム関連事業)

当事業におきましては、リフォーム市場の回復と消費税増税を意識した活発な駆け込み需要が重なり、選別を行うに十分な時間的余裕もないままに対応能力一杯の受注状況となりました。

その結果、売上高は755百万円(前年同期比4.3%増)、セグメント利益(営業利益)27百万円(前年同期比65.1%増)となりました。

(その他)

当事業におきましては、その他教育関連事業等を行っており、売上高677百万円(前年同期比3.7%増)となり、セグメント利益(営業利益)53百万円(前年同期比48.7%増)となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		当連結会計年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日		対前年度 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
食品流通事業	9,595,998	62.0%	10,635,047	66.7%	10.8%
酒類製造事業	2,347,576	15.2%	2,090,377	13.1%	△11.0%
教育関連事業	2,144,584	13.9%	1,777,572	11.2%	△17.1%
リフォーム関連事業	724,090	4.7%	755,280	4.7%	4.3%
その他	652,801	4.2%	677,128	4.3%	3.7%
合計	15,465,051	100.0%	15,935,406	100.0%	3.0%

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 対処すべき課題

当社は、従来の経営環境の変化に対応出来る多角化事業への注力方針を改め、当期からは成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオへの再構築を図るべく、グループ会社の選択と集中に着手してまいりました。

来期におきましても、十分な管理指導が行えるようグループ会社や事業内容の集約と特化を図り、限られた経営資源の有効的・効率的活用とガバナンス、コンプライアンスを特に意識した経営に努めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は121百万円であり、事業セグメント別の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に取得・完成した主要な設備

食品流通事業 建物 構築物 車両 工具器具備品

酒類製造事業 機械装置 工具器具備品

教育関連事業 車両 工具器具備品 ソフトウエア

その他 工具器具備品 ソフトウエア

②当連結会計年度末において継続中の主要な設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	年 度	第13期 2017年 3月期	第14期 2018年 3月期	第15期 2019年 3月期	第16期 (当連結会計年度) 2020年 3月期
売 上 高		17,171,769	15,730,424	15,465,051	15,935,406
経常利益又は経常損失（△）		116,894	251,975	168,811	△188,450
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）		△377,205	170,128	△380,197	△315,965
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）		△4円34銭	1円96銭	△4円37銭	△3円69銭
総 資 産		7,017,616	7,940,004	6,967,380	5,195,482
純 資 産		4,384,434	4,887,081	4,099,394	2,753,708
1株当たり純資産額		50円40銭	56円18銭	47円12銭	36円77銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

連結子会社は下記の重要な子会社8社を含め9社であります。

会 社 名	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 ボ ン ・ サ ン テ	東京都葛飾区	千円 50,000	% 100.0	食品・酒類の小売販売
老 松 酒 造 株	大分県日田市	45,000	100.0	酒類の製造及び販売
株 越 後 伝 衛 門	新潟市北区	15,000	0 (100.0)	酒類の製造及び販売
株 創 育	東京都江東区	100,000	100.0	教育関連事業
株 創 研	大阪市城東区	135,000	83.0	その他教育関連事業
株 ウ イ ツ ツ	東京都江東区	40,000	100.0	その他教育関連事業
株 な ご み 設 計	横浜市中区	20,000	100.0	リフォーム事業
株オリオンキャピタル・インベストメント	東京都江東区	100,000	100.0	損害・生命保険代理業

(注) () 内は間接所有比率であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位 : 千円)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
老 松 酒 造 株	大分県日田市大字大肥大鶴町2912	1,112,106	2,848,048

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社9社で構成されております。当社グループの事業内容は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事 業 区 分	主 要 サ ー ビ ス
食 品 流 通 事 業	業務用食品の小売ディスカウント及び酒類の小売をしております。
酒 類 製 造 事 業	焼酎及び酒類の製造販売を行なっております。主力ブランドとして、本格麦焼酎「閻魔」「麹屋伝兵衛」、清酒「山水」を製造しております。
教 育 関 連 事 業	中学校向けテスト及び教材の製作販売を行っております。
リ フ オ ー ム 関 連 事 業	マンション等のリフォーム他を行っております。
そ の 他	その他教育関連事業等及び損害保険代理業務等を行っております。

(12) 主要な営業所

2020年3月31日現在

事業区分	会社名	所在地
事業持株会社	株式会社エルアイイーエイチ	東京都江東区
食品流通事業	株式会社ボン・サンテ	東京都葛飾区
酒類製造事業	老松酒造株式会社 株式会社越後伝衛門	大分県日田市 新潟市北区
教育関連事業	株式会社創育	東京都江東区
リフォーム関連事業	株式会社なごみ設計	横浜市中区
その他の	株式会社オリオンキャピタル・インベストメント 株式会社創研 株式会社ウィツツ	東京都江東区 大阪市城東区 東京都江東区

(13) 従業員数

2020年3月31日現在

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
食品流通事業	41 (136)	△9 (4)
酒類製造事業	55 (7)	△7 (△2)
教育関連事業	51 (31)	△38 (9)
リフォーム関連事業	10 (1)	1 (0)
その他の	5 (9)	△1 (△1)
全社	3	△1
合計	165 (184)	△55 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

3. 教育関連事業の従業員の減少は、拠点集約及び事業効率化等に伴うものであります。

(14) 主要な借入先の状況

2020年3月31日現在

借入先	借入金残高(千円)
株式会社西日本システム銀行	480,724
株式会社京葉銀行	62,524
中小企業基盤整備機構	3,000
株式会社武藏野銀行	2,700

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社は、原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなうこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償の請求訴訟を提起されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 74,895,703株
(自己株式8,097株を除く)
- (3) 株主数 14,263名
(前事業年度末比333名減)

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 村 康 廣	百株 242,500	% 32.37
福 村 京 子	34,000	4.53
株 式 会 社 山 田 エ ス ク ロ 一 信 託 信 託 口	29,500	3.93
若 林 鐵 春	11,191	1.49
品 田 守 敏	9,300	1.24
前 田 喜 美 子	9,026	1.20
坂 上 一 樹	6,096	0.81
株 式 会 社 ア ル ミ ネ	5,000	0.66
構 康 裕	5,000	0.66
株 式 会 社 恒 陽	4,700	0.62

- (注) 1. 所有株式数は、百株未満を切り捨てて表示しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 「株式会社山田エスクロー信託 信託口」名義の株式は、当社代表取締役社長である福村康廣氏が保有する当社株式を信託設定したものです。議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
- これにより、福村康廣氏の持株比率は、合計で36.31%となります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福村康廣	
取締役会長	品田守敏	株式会社エス・サイエンス代表取締役会長
常務取締役	田中聰	
取締役	小嶋運	
取締役(常勤監査等委員)	福島寧夫	
取締役(監査等委員)	新庄健二	上田廣一法律事務所勤務
取締役(監査等委員)	荒瀬尊宏	さくら共同法律事務所パートナー

(注) 1. 取締役品田守敏氏、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏は、社外取締役であります。

なお、当社は、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏を東京証券取引所の有価証券上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行なっております。

2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、福島寧夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会長 品田守敏氏、取締役 小嶋運氏、取締役(監査等委員)福島寧夫氏、取締役(監査等委員)新庄健二氏及び取締役(監査等委員)荒瀬尊宏氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く) 4名 203.9百万円(うち社外取締役 1名、 12百万円)

取締役(監査等委員) 3名 11.2百万円(うち社外取締役 2名、 5.7百万円)

(注) 事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く) 4名、取締役(監査等委員) 3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役であります品田守敏氏は、株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役会長を務めております。

資本関係については、当社は株式会社エス・サイエンスの株式を14.9%（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）所有しています。

また、社外取締役(監査等委員)については、以下のとおりであります。

新庄健二氏は、上田廣一法律事務所に所属しております。新庄健二氏が所属している法律事務所との間に、顧問契約はありません。

荒瀬尊宏氏は、さくら共同法律事務所のパートナーであります。荒瀬尊宏氏が所属している法律事務所との間で、顧問契約があります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	品田 守敏	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を6回行いました。 必要に応じ、主に会社経営者としての専門的見地から、発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	新庄 健二	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を6回行いました。また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 必要に応じ、主に元検事である弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持等についての発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	荒瀬 尊宏	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を6回行いました。また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 必要に応じ、人事労務、労働紛争分野においての豊富な経験と幅広い見識から、当社のガバナンス向上等についての発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額25百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とKDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

5. 会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制）

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての行動基準である「エルアイイーエイチグループ企業行動基準」、「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社会倫理・企業倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行なうための行動規範としております。

コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンス委員会及びその運営母体として、経営企画室にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体

制（内部統制を含む）の整備・構築、維持・強化、並びに、当社及び当社グループへの周知徹底を図っております。

また、内部監査部門として内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会と連携をとりながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視しております。

（2）当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行なっております。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理その他の体制

当社及び当社グループのリスクへの対応組織として、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、潜在的なリスクの管理体制を構築するとともに、顕在化したリスクに対しては、迅速かつ的確な対応を行なうことで、損害等の拡大を防止するために、「危機管理規程」に基づき、臨時の危機管理委員会を設置しております。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が、効率的に行なわれていることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会及び適宜に臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行なっております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続きの詳細について定めております。

（5）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、同規程に定める事項について適宜承認及び報告を行なう体制を構築しております。

また、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置き、当社の経営企画室と連携をとりながら、グループ各社における内部統制の有効性を高めております。

（6）監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用者を置くも

のとしています。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しています。

(7) 監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する虞を認めたとき、その他業務及び業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、監査等委員会に都度報告及び情報提供を行なうものとしております。

また、前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告を行なうことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしています。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、関係を持たず、断固として対決することを企業理念及びグループ行動基準、並びにコンプライアンス基本規程に定めております。

反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集に努め、反社会的勢力と一

切の関係を遮断し、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備しています。

(11) コンプライアンス及びガバナンスを強化するための体制

グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営の更なる徹底が最重要課題であると考え、「コンプライアンスマネージャー」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能とともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社に「コンプライアンス担当責任者」を配置しております。これら担当責任者、当社取締役及びオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を毎月実施することで、各種法令及び規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指すものとしております。

また、取締役会及び監査等委員会の活性化のため、チェック・リストを作成し、取締役会においては審議に関する具体的な評価を行ない、不備事項があれば改善案を策定するとともに、記録として残すものとしております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

なお、当社は2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

- ①定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- ②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した収益力の維持と更なる成長によって、企業価値の向上を図り、配当などを通して株主の皆様の期待に応えることを基本方針としております。

なお当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。」旨を定款に定めております。

一方で、投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の拡大に寄与することが、企業価値向上につながります。よって、新たな投資や事業開発等に備えるため、内部留保の充実を図ることも重要であると考えております。

当事業年度の配当につきましては、上記剰余金の配当等の決定に関する方針に則り、期末配当金を1株につき1.0円とさせていただきます。この結果、年間配当額は、1株当たり1.0円となります。

なお、期末配当金の支払開始日は2020年6月29日（月曜日）とさせていただきます。

連結貸借対照表(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,545,438	流动負債	1,980,558
現金及び預金	1,406,862	支払手形及び買掛金	1,152,868
預け金	822	短期借入金	249,700
受取手形及び売掛金	931,437	1年内償還予定の社債	40,000
有価証券	693	1年内返済予定の長期借入金	107,656
商品	903,420	未 払 金	163,061
仕掛品	70,309	リース債務	1,438
原材料及び貯蔵品	137,206	未 払 法 人 税 等	10,117
未収入金	39,468	未 払 消 費 税 等	79,259
その他の	55,367	未 払 費 用	130,427
貸倒引当金	△150	賞与引当金	6,428
固定資産	1,650,044	返品調整引当金	1,920
有形固定資産	613,595	その他の	37,680
建物及び構築物	318,833	固 定 負 債	461,215
機械装置及び運搬具	24,219	社債	60,000
土地	151,148	長期借入金	238,992
その他の	119,392	リース債務	2,355
無形固定資産	10,116	繰延税金負債	110
ソフトウエア	6,478	退職給付に係る負債	32,323
その他の	3,637	資産除去債務	45,526
投資その他の資産	1,026,333	負ののれん	75,260
投資有価証券	517,628	その他の	6,647
敷金	202,188	負 債 合 計	2,441,774
出資金及び保証金	174,169	(純資産の部)	
長期貸付金	2,563	株主資本	2,555,672
破産更生債権等	19,447	資本金	100,000
繰延税金資産	135,408	資本剰余金	2,705,982
その他の	50,528	利益剰余金	△249,446
貸倒引当金	△75,601	自己株式	△862
		その他の包括利益累計額	198,035
		その他有価証券評価差額金	198,035
		純資産合計	2,753,708
資産合計	5,195,482	負債純資産合計	5,195,482

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金額
売上高		15,935,406
売上原価		13,016,971
売上総利益		2,918,435
販売費及び一般管理費		3,118,234
営業損失		199,799
営業外収益		
受取利息	息	100
受取配当金	金	299
受取賃貸料	料	27,676
負のれん償却額	額	12,973
貸倒引当金戻入額	額	322
その他	他	18,928
営業外費用		60,301
支払利息	息	7,188
有価証券運用損	損	360
不動産賃貸費用	用	24,000
租税	課	3,456
その他	他	13,946
経常損失		48,952
特別損失		188,450
減損損失	失	190,439
その他	他	8,885
税金等調整前当期純損失		199,324
法人税、住民税及び事業税		387,775
法人税等調整額	額	11,804
当期純損失		△83,614
親会社株主に帰属する当期純損失		△71,810
		315,965
		315,965

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000,000	1,940,972	△352,477	△858	3,587,636
当 期 変 動 額					
減 資	△1,900,000	1,900,000			—
剩余金(その他資本剰余金)の配当		△86,991			△86,991
欠 損 填 補		△418,996	418,996		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△315,965		△315,965
自己株式の取得				△629,006	△629,006
自己株式の消却		△629,002		629,002	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△1,900,000	765,011	103,031	△4	△1,031,963
当 期 末 残 高	100,000	2,705,982	△249,446	△862	2,555,672

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	511,757	511,757	4,099,394
当 期 変 動 額			
減 資			—
剩余金(その他資本剰余金)の配当			△86,991
欠 損 填 補			—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△315,965
自己株式の取得			△629,006
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△313,721	△313,721	△313,721
当 期 変 動 額 合 計	△313,721	△313,721	△1,345,685
当 期 末 残 高	198,035	198,035	2,753,708

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

株式会社ボン・サンテ

老松酒造株式会社

株式会社越後伝衛門（老松酒造株式会社の100%子会社）

株式会社創育

株式会社創研

株式会社ウィッツ

株式会社なごみ設計

株式会社オーロンキャピタル・インベストメント

(2) 主要な非連結子会社の数 2社

有限会社今井商店

有限会社カネオク

連結の範囲から除いた理由

有限会社今井商店及び有限会社カネオクは、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社2社（有限会社今井商店他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、親会社の決算日と同日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ロ. 各たな卸資産の評価方法は、セグメントごとに以下の方法によっております。

・製品、仕掛品…酒類製造事業

　総平均法

・商品…食品流通事業

　総平均法

・商品…教育関連事業

　先入先出法（ただし、一部商品については移動平均法）

・仕掛品…教育関連事業

　総平均法

・原材料及び貯蔵品…酒類製造事業

　先入先出法

・貯蔵品…教育関連事業

　最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
(食品流通事業)

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
その他	2～20年

(酒類製造事業)

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
その他	2～20年

(教育関連事業)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～23年
その他	2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益率相当額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な収益及び費用の計上基準

　完成工事高の計上基準

　工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）によっております。

②のれんの償却方法及び償却期間

　のれん償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。その他合理的年数が見積もれないものは、5年間で均等償却をしております。ただし、金額が僅少である場合には、一時に償却をしております。

③退職給付に係る会計処理の方法

　連結子会社株式会社ポン・サンテ及び株式会社創研は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④消費税等の会計処理

　税抜方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

　連結納税制度を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,745,576千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィツツが運営しているウィツツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなつたこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなつたことなどは、㈱ウィツツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社に対して訴訟を提起されております(損害賠償額 5億124万円)。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、当社子会社である㈱ウィツツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしております（請求金額 2億8,410万円）。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 74,903,800株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(千株)	8	12,096	12,096	8

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,096千株は、自己株式立会外買付取引による増加12,096千株、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,096千株は、自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	86,991千円	1円00銭	2019年3月31日	2019年6月26日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	74,895千円	1円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、デリバティブ取引を実施する場合は金融商品運用基準に従い、実需の範囲で行うことしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	1,406,862	1,406,862	—
(2) 預け金	822	822	—
(3) 受取手形及び売掛金	931,437	931,437	—
(4) 長期貸付金	2,563	2,563	—
貸倒引当金（注1）	2,563	2,563	—
差 引	—	—	—
(5) 投資有価証券（注2）	—	—	—
その他有価証券	513,867	513,867	—
(6) 敷金	202,188	190,972	△11,216
(7) 保証金	168,415	167,894	△521
(8) 支払手形及び買掛金	(1,152,868)	(1,152,868)	(—)
(9) 短期借入金	(249,700)	(249,700)	(—)
(10) リース債務（短期）	(1,438)	(1,437)	(△1)
(11) 未払法人税等	(10,117)	(10,117)	(—)
(12) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(346,648)	(352,941)	(6,293)
(13) 社債（1年内償還予定の社債を 含む）	(100,000)	(100,717)	(717)
(14) リース債務（長期）	(2,355)	(2,351)	(△4)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注) 1 金融商品の時価の算定方法、並びに、有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- ① (1) 現金及び預金、(2) 預け金及び (3) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② (4) 長期貸付金（個別に計上している貸倒引当金を控除しております）
回収可能性を反映した元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた、現在価値によっております。
- ③ (5) 投資有価証券 その他有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ④ (6) 敷金及び (7) 保証金
将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた、現在価値によっております。
- ⑤ (8) 支払手形及び買掛金、(9) 短期借入金及び (11) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ (10) リース債務（短期）及び (14) リース債務（長期）
個々のリース物件に係る債務及び利息の支払いについて、金利動向の変動及び当社の信用リスクの変化を加味した利率で割り引いて、現在価値を算定しております。
- ⑦ (12) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及び (13) 社債（1年内償還予定の社債を含む）
元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた、現在価値によっております。
- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額：3,761千円）及び出資金（連結貸借対照表計上額：5,753千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	36円77銭
2. 1株当たり当期純損失	3円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2020年5月15日及び2020年5月27日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第16回定時株主総会に、利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 目的

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の取崩しを行い、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替を行うものであります。

2. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について

当社は、2020年3月31日現在の個別決算におきまして、当社の連結子会社に対する貸倒引当金繰入額等に起因し、繰越利益剰余金の欠損額515,507,337円を計上するに至っております。

このような状況を踏まえ、当該欠損額を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、利益準備金を全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する準備金の項目及び金額

 利益準備金 73,943,282円

(2) 増加する剰余金の項目及び金額

 繰越利益剰余金 73,943,282円

(3) 減少する剰余金の項目及び金額

 その他資本剰余金 441,564,055円

(4) 増加する剰余金の項目及び金額

 繰越利益剰余金 441,564,055円

これらにより、利益準備金及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は515,507,337円となります。

貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	989,409	流动負債	153,713
現金及び預金	428,538	1年内返済予定の長期借入金	36,012
預け金	822	未 払 金	68,584
有価証券	693	未 払 費 用	527
前払費用	5,680	未 払 法 人 税 等	605
関係会社短期貸付金	495,000	未 払 消 費 税 等	9,052
未収入金	70,803	前 受 金	1,283
その他の	1,871	預 り 金	37,165
貸倒引当金	△14,001	そ の 他	482
固定資産	1,858,639	固 定 負 債	133,201
有形固定資産	107,908	長 期 借 入 金	29,212
建物	25,211	関係会社事業損失引当金	91,166
車両運搬具	16,059	資 産 除 去 債 務	12,823
工具、器具及び備品	2,511	負 債 合 計	286,914
土地	64,125	(純資産の部)	
無形固定資産	5,245	株 主 資 本	2,363,555
ソフトウエア	5,245	資 本 金	100,000
投資その他の資産	1,745,484	資 本 剰 余 金	2,705,982
投資有価証券	512,018	資 本 準 備 金	45,363
関係会社株式	1,118,609	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,660,618
出資金	3,733	利 益 剰 余 金	△441,564
関係会社長期貸付金	831,074	利 益 準 備 金	73,943
繰延税金資産	95,680	そ の 他 利 益 剰 余 金	△515,507
その他の	49,358	繰 越 利 益 剰 余 金	△515,507
貸倒引当金	△864,991	自 己 株 式	△862
資産合計	2,848,048	評 価 ・ 換 算 差 額 等	197,578
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	197,578
		純 資 産 合 計	2,561,134
		負 債 純 資 産 合 計	2,848,048

損 益 計 算 書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	604,744
売 上 総 利 益	604,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	369,809
営 業 利 益	234,935
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	16,212
そ の 他	3,118
	19,342
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	855
有 価 証 券 運 用 損	360
そ の 他	1,080
	2,296
経 常 利 益	251,981
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	124,225
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	564,001
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	34,540
	722,767
税 引 前 当 期 純 損 失	470,786
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,577
法 人 税 等 調 整 額	△67,799
	△29,222
当 期 純 損 失	441,564

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本			
	資 本		剩 余	金
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,000,000	36,663	1,904,308	1,940,972
当 期 変 動 額				
減 資	△1,900,000		1,900,000	1,900,000
剰余金(その他資本剰余金)の配当			△86,991	△86,991
資本準備金の積立		8,699	△8,699	—
欠損填补			△418,996	△418,996
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△629,002	△629,002
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△1,900,000	8,699	756,312	765,011
当 期 末 残 高	100,000	45,363	2,660,618	2,705,982

(単位：千円)

	株 主 資 本			自 己 株 式
	利 益	剩 余 金		
	利 益 準 備 金	その他の利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	73,943	△492,939	△418,996	△858
当 期 変 動 額				
減 資				
剰余金(その他の資本剰余金)の配当				
資 本 準 備 金 の 積 立				
欠 損 填 補		418,996	418,996	
当 期 純 損 失 (△)		△441,564	△441,564	
自 己 株 式 の 取 得				△629,006
自 己 株 式 の 消 却				629,002
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△22,568	△22,568	△4
当 期 末 残 高	73,943	△515,507	△441,564	△862

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	3,521,118	510,960	4,032,079
当期変動額			
減資	—		—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	△86,991		△86,991
資本準備金の積立	—		—
欠損填补	—		—
当期純損失(△)	△441,564		△441,564
自己株式の取得	△629,006		△629,006
自己株式の消却	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△313,382	△313,382
当期変動額合計	△1,157,563	△313,382	△1,470,945
当期末残高	2,363,555	197,578	2,561,134

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部
純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に
より算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

イ. 建物 15～33年

ロ. 建物附属設備 8～12年

ハ. 工具器具備品 3～20年

ニ. 車両運搬具 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）
に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を
耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等について個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を算定し計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理について

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

下記の会社の商品仕入及び資金借入について、債務保証を行っております。

株ボン・サンテ	商品仕入	467, 001千円
---------	------	------------

また、当子会社の金融機関からの借入及び取引先に対する仕入債務に係る当社取締役及び当子会社取締役の連帯保証について再保証をしております。

再保証総額	25, 455千円
-------	-----------

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、原告である須田正則外10名から、当子会社である㈱ウィツツが運営しているウィツツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなってしまったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィツツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社に対して訴訟を提起されております(損害賠償額 5億124万円)。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、当子会社である㈱ウィツツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしております（請求金額 2億8, 410万円）。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 32, 517千円

(注) 上記金額には減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	68, 382千円
--------	-----------

短期金銭債務	89, 888千円
--------	-----------

長期金銭債権	21, 681千円
--------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高（売上高）	604, 744千円
-----------------	------------

営業取引以外の取引高（営業外収益）	16, 287千円
-------------------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式(千株)	8	12,096	12,096	8

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,096千株は、自己株式立会外買付取引による増加12,096千株、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,096千株は、自己株式の消却による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	686,384千円
関係会社株式評価損	621,541千円
関係会社事業損失引当金	23,338千円
減損損失	161千円
貸倒引当金	225,022千円
投資有価証券評価損	89,917千円
減価償却超過額	497千円
その他	119千円
繰延税金資産小計	1,646,983千円
評価性引当額	△1,530,552千円
繰延税金資産合計	116,430千円
繰延税金負債との相殺額	△20,750千円
計	95,680千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	20,750千円
繰延税金負債小計	20,750千円
繰延税金資産との相殺額	△20,750千円
繰延税金負債合計	-千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社エス・サイエンス	東京都中央区	1,500,000	ニッケル事業	14.9(一)	—	自己株式の取得(注1)	629,002	—	—

(注1) 自己株式の取得については、2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用して、2020年2月18日の終値で取引を行っております。

(注2) 上記取引により、株式会社エス・サイエンスは、主要株主ではなくなりました。

2. 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注5)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ポン・サンデ	東京都葛飾区	50,000	食品流通事業	100.0	食品流通事業を運営する子会社 役員の兼任	経営指導料(注4)	420,000	未収入金	41,800
							受取賃貸料	7,617	前受金	707
							資金の貸付(返済額)(注1)	128,000	—	—
							受取利息(注1)	1,756	—	—
							債務保証(注2)	467,001	—	—
							経営指導料(注4)	116,400	—	—
子会社	老松酒造株式会社	大分県日田市	45,000	酒類製造事業	100.0	酒類製造事業を運営する子会社 役員の兼任	受取賃貸料	6,202	前受金	576
							出向料の受け取り	3,416	—	—
							経営指導料(注4)	150,000	関係会社短期貸付金(注3)	450,000
子会社	株式会社創育	東京都江東区	100,000	教育関連事業	100.0	教育事業を運営する子会社 役員の兼任	資金の貸付(返済額)(注1)	—	関係会社長期貸付金(注3)	550,000
							受取利息(注1)	18,884	—	—
							資金の貸付(注1)	120,000	関係会社短期貸付金(注3)	45,000
子会社	株式会社創研	大阪市城東区	135,000	その他	83.0	教育事業を運営する子会社 役員の兼任	資金の貸付(返済額)(注1)	126,000	関係会社長期貸付金(注3)	44,246
							受取利息(注1)	875	その他(長期未収入金)(注3)	7,496
							経営指導料(注4)	9,000	その他(長期未収入金)(注3)	13,650

子会社	株式会社 ウィツツ	東京都 江東区	40,000	その他	100.0	教育事業を運 営する子会社 役員の兼任	資金の貸付 (返済額) (注1)	212	関係会社 長期貸付金 (注3)	166,827
						立替経費	1,887	立替金		1,837
子会社	株式会 社なご み設計	横浜市 中区	20,000	リフオ ーム 関 連事業	100.0	リフオーム 関連事業を 運営する子 会社 役員の兼任	資金の貸付 (返済額) (注1)	2,575	—	—
						受取利息 (注1)	7	—	—	—
子会社	株式会社 オリオン キャビタル・イン ベストメント	東京都 江東区	100,000	その他	100.0	その他の事業 を運営する子 会社	経営指導料 (注4)	24,000	未収入金	2,200

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注2) 取引先との買掛金等及び金融機関からの借入金に対して、当社が債務保証を行っております。
なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。
- (注3) 子会社各社に対する貸付金及びその他（長期未収入金）に対して、合計866,222千円の貸倒引当金を計上しています。
なお、この貸倒引当金について、当期に貸倒引当金繰入額を564,001千円計上し、貸倒引当金戻入額16,212千円を計上しています。
- (注4) 経営指導料は子会社各社から、売上、経営指導料控除前営業利益、買収価額、従業員数等を基準とした一定割合を受取しております。
- (注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等 の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福村 康廣	—	—	当社代表 取締役社 長	(36.31)	—	子会社の債 務への個人 保証への保 証（注）	24,755	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 子会社株式会社ボン・サンテの債務24,755千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	34円20銭
2. 1株当たり当期純損失	5円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2020年5月15日及び2020年5月27日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第16回定時株主総会に、利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 目的

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の取崩しを行い、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替を行うものであります。

2. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について

当社は、2020年3月31日現在の個別決算におきまして、当社の連結子会社に対する貸倒引当金繰入額等に起因し、繰越利益剰余金の欠損額515,507,337円を計上するに至っております。

このような状況を踏まえ、当該欠損額を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、利益準備金を全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する準備金の項目及び金額

利益準備金 73,943,282円

(2) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 73,943,282円

(3) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 441,564,055円

(4) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 441,564,055円

これらにより、利益準備金及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は515,507,337円となります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享 ◎
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ◎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルアイイーエイチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月15日及び2020年5月27日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第16回定期株主総会に、利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認めら我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月15日及び2020年5月27日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第16回定時株主総会に、利益準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は、法令遵守の徹底の観点から、さらなる内部統制システムとその運用の強化に取り組む方針であり、監査等委員会では、その進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社エルアイイーエイチ 監査等委員会

監査等委員 福島寧夫 印

監査等委員 新庄健二 印

監査等委員 荒瀬尊宏 印

(注)監査等委員新庄 健二と荒瀬 尊宏は、各々いすれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 剰余金の配当に関する事項

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1.0円 総額74,895,703円

なお、当期は中間配当を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金1.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

2. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する事項

当社は、2020年3月31日現在の個別決算におきまして、当社の連結子会社に対する貸倒引当金繰入額等に起因し、繰越利益剰余金の欠損額515,507,337円を計上するに至っております。

このような状況を踏まえ、当該欠損額を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、利益準備金を全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する準備金の項目及び金額

利益準備金 73,943,282円

(2) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 73,943,282円

(3) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 441,564,055円

(4) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 441,564,055円

これらにより、利益準備金及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は515,507,337円となります。

なお、昨年度の第15回定時株主総会第2号議案における剰余金の処分に関しまして、欠損填補の目的で行ったその他資本剰余金の取崩額492,939,561円との表記は、正しくは418,996,279円でありました。当事業年度におきまして、適切な金額にて会計処理がなされております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	ふく むら やす ひろ 福 村 康 廣 (1956年 8月 26日生)	<p>2003年5月 株式会社修学社代表取締役社長 2003年6月 株式会社ワイン代表取締役社長 2004年6月 株式会社東京理化工業所代表取締役社長 2004年10月 当社代表取締役社長 2005年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役副社長 2007年1月 同社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>（選任理由） 長年にわたる当社及び当子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行っていただけるものと判断しております。</p>	24,250,000 株
2	しな だ もり とし 品 田 守 敏 (1940年 8月 28日生)	<p>1995年3月 志村化工株式会社（現株式会社エス・サイエンス）取締役 2001年10月 同社代表取締役副社長 2003年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長 2009年5月 同社代表取締役会長（現任） 2012年6月 当社取締役会長（現任）</p> <p>（選任理由） 株式会社エス・サイエンスにおいて長年代代表取締役を務めていることから、品田守敏氏によりグループ経営の監視、監督機能が強化されるとともに、経営に関する助言をいただけるものと判断しております。</p>	930,000株
3	た なか ひとし 田 中 齊 (1952年 1月 17日生)	<p>1975年4月 住商リース株式会社（現三井住友ファイナンス&リース株式会社）入社 2005年4月 同社執行理事、審査・債権管理担当補佐、審査第一部長 2007年8月 住信リース株式会社（現三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社）入社 審査部長 2008年1月 同社執行役員、審査部・審査企画部・債権管理部担当、審査部長 2012年7月 同社嘱託（戦略営業部シニアアドバイザー）として勤務 2014年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 2017年6月 当社常務取締役（現任）</p> <p>（選任理由） 上場会社での長年の上級管理職経験による専門知識と幅広い経験を有していることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>	60,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	小嶋 運 (1950年2月14日生)	<p>1972年4月 住商リース株式会社（現三井住友ファイナンス&リース株式会社）入社</p> <p>2002年10月 同社執行理事</p> <p>2003年6月 同社取締役</p> <p>2005年4月 同社常務取締役</p> <p>2006年4月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2007年10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社常務執行役員</p> <p>2009年4月 同社専務執行役員</p> <p>2010年6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2013年6月 同社顧問</p> <p>2014年6月 当社取締役副社長</p> <p>2016年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(選任理由) 当社及び当子会社に関する知見及び経営全般に関する見識をもとに、引き続き、経営の意思決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。</p>	395,000株

- (注) 1. 取締役候補者であります福村康廣氏は、事業報告の会社の株式に関する事項に記載のとおり、上記以外に議決権を有する株式を2,950,000株保有しております。この株式は、株式会社山田エスクロー信託に信託されているもので、議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
2. 品田守敏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 品田守敏氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、品田守敏氏および小嶋運氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。品田守敏氏及び小嶋運氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者であります福村康廣氏は、子会社株式会社ポン・サンテの債務24,755千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。
- なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。
6. 小嶋運氏は代表取締役社長福村康廣氏の三親等内の親族であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	しん じょう けん じ二 (1952年12月12日生)	<p>1984年4月 東京地方検察庁検事 1998年4月 同庁検事・最高裁判所司法研修所検察教官・司法試験考查委員 2001年4月 福岡地方検察庁検事・総務部長 2005年4月 横浜地方検察庁検事・特別刑事部長 2006年10月 東京高等検察庁検事 2007年4月 同庁検事・明治大学法科大学院（派遣検察官） 2010年3月 東京高等検察庁検事退官 2010年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2014年5月 株式会社エルシーエーホールディングス社外取締役 2016年1月 上田廣一法律事務所入所（現任） 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（選任理由） 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士および元検事として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社監査等委員である取締役として、当社のガバナンスの向上のために同氏の経験および知識を生かしてご意見をいただけるものと判断しております。</p>	一株
2	あら せ たか ひろ (1979年12月26日生)	<p>2006年10月 第二東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所 2010年7月 東京都労働委員会・特定任期付職員 2012年7月 第二東京弁護士会再登録 さくら共同法律事務所入所 2015年4月 さくら共同法律事務所・パートナー（現任） 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（選任理由） 人事労務、労働紛争分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社監査等委員である取締役として、当社のガバナンスの向上のために同氏の経験および知識を生かしてご意見をいただけるものと判断しております。</p>	一株

- （注）1. 当社は、荒瀬尊宏氏が所属している法律事務所との間に顧問契約をしております。
 2. 新庄健二氏および荒瀬尊宏氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は新庄健二氏および荒瀬尊宏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
 3. 当社は、新庄健二氏および荒瀬尊宏氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。新庄健二氏および荒瀬尊宏氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

4. 新庄健二氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 荒瀬尊宏氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

以上

【ご参考】当社社外取締役の独立性基準

当社の独立社外取締役及び独立社外取締役候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 当社グループの関係者

当社及び当社の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社）（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、又は使用人でないこと。

2. 当社の10%以上の議決権を有する株主でないこと。株主が法人等である場合は、当該法人等の取締役でないこと。

3. 取引先関係者

- ①当社グループとの間で、当社連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役でないこと。
- ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役でないこと。
- ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の取締役でないこと。

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

5. 弁護士、公認会計士、税理士又はその他コンサルタント（以下「専門家等」という。）として、当社グループから役員報酬以外に、多額（※）の金銭その他の財産を得ている者でないこと。

6. その他

- ①上記1～5に掲げる者の2親等内の親族でないこと。

- ②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役でないこと。

（※）多額とは、当該専門家等の個人又は所属する法人等が当社グループから收受している対価の額の合計額が、当該個人又は法人等の年間総収入金額の2%以上となる額をいう。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたいとお願いを申し上げます。

今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

国際ビル8階

会場名：日本俱楽部

○交通 東京メトロ日比谷線「日比谷」駅 下車徒歩5分

東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 下車徒歩2分

東京メトロ千代田線「日比谷」駅又は「二重橋」駅 下車徒歩5分

都営地下鉄三田線 「日比谷」駅 下車徒歩2分

JR山手線 「有楽町」駅 東京国際フォーラム口 下車徒歩4分